

第7 人材育成・資質向上及び衛生管理技術の向上

1 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員等

- (1) 衛生環境研究所における研修
 - ア 食品衛生監視員の微生物検査研修
 - イ と畜検査員及び食鳥検査員の食肉・食鳥肉残留抗生物質等検査実務研修
 - ウ 保健所職員の食品微生物及び理化学検査研修
- (2) 食品衛生検査施設における業務管理（G L P*）を徹底し、検査の信頼性確保を図るための外部精度管理、内部点検、G L P研修の実施
- (3) H A C C P手法による衛生管理を推進するために、同手法を指導、助言する食品衛生監視員に対する養成講習会の実施
- (4) 厚生労働省等が主催するH A C C Pに関する研修会に食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員を派遣する。

（*）G L P : Good Laboratory Practice の略で、検査機関で実施される試験検査及びその結果の信頼性を確保するためのシステム。

2 食品関連事業者等

- (1) 食品営業者及び調理従事者等に対し、食中毒予防や食品表示講習会の実施
- (2) 食品衛生管理者に対し、講習会や情報提供の実施
- (3) 食品衛生責任者に対し、講習会の実施
- (4) 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師試験の実施

3 関係団体に属する指導員等

- (1) 自主的な衛生管理の向上のため、食品衛生指導員による巡回指導及び助言指導の実施
- (2) 県から講師を派遣しての食品衛生指導員の育成指導の実施